

制定 空乗第2038号

平成10年3月20日

最終改正国空航第541号

令和3年6月15日

## 操縦士実地試験実施基準

国土交通省航空局安全部運航安全課

## 第1章 総則

- 1-1 航空従事者試験官（以下「試験官」という。）が、航空法第29条第1項（航空法第29条の2又は航空法第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき実地試験を行う場合は、この基準によるものとする。

ただし、この基準により難い止むを得ない事由のため、航空局安全部運航安全課長の承認を受けた場合は、この限りではない。

また、操縦特性が極めて類似する型式（製造国政府が決定した型式間の差異訓練レベルがA、B、C又はDの型式）への限定変更を行う場合にあっては、別途定める基準によるものとする。
- 1-2 実地試験は、技能証明、技能証明の限定の変更（以下「限定変更」という。）、計器飛行証明又は操縦教育証明ごとに行う。
- 1-3 実地試験に先立ち、受験者に次の各号の提示を求めそれぞれについて有効性等を確認するものとする。
  - 1-3-1 操縦練習生にあっては航空機操縦練習許可書、航空従事者にあっては技能証明及び航空身体検査証明書（航空身体検査証明書にあっては、実技試験を模擬飛行装置又は飛行訓練装置（以下「模擬飛行装置等」という。）を使用して行う場合を除く。）
  - 1-3-2 航空機乗組員飛行日誌
  - 1-3-3 無線従事者免許証（実技試験を模擬飛行装置等を使用して行う場合を除く。）
- 1-4 実地試験は口述試験及び実技試験とし、原則として口述試験を先に行うものとする。ただし、気象予報、飛行場の運用時間等を勘案し、試験官が必要と認めた場合又は実技試験の後に追加して行う必要がある場合はこの限りではない。
- 1-5 実地試験の実施にあたっては、当該受験資格以上の資格を保有する者（ただし、初めて技能証明を取得しようとするときは操縦教員）が、あらかじめ受験者に教育訓練を行い、受験者の技能が所定の水準に達していることを確認するものとする。
  - 1-5-1 実地試験には、受験者の技能の証明を行った者を立ち合わせるものとする。
  - 1-5-2 受験者の所属する会社等が技量管理のために実地試験に立ち会うことを希望する場合には、当該会社等の技量管理にかかわる職務にある者で試験官の了承を得た者を立ち合わせるができる。
- 1-6 実地試験に必要なないビデオレコーダー等の機器の試験会場への持ち込みは禁止する。ただし、飛行記録装置など航空機の運航の安全確保、向上のために搭載・持ち込むものを除く。

- 1-7 実地試験を実施するために必要な会場、機材、資料については、受験者が準備し、これを確認するものとする。また関連機関との調整等についても受験者が行う。
- 1-8 「1-3」、「1-5」又は「1-7」について確認できるまで実地試験を開始しないものとする。
- 1-9 受験者が次の各号の一に該当するときは実地試験を中止するものとする。
  - 1-9-1 受験者又はそれに関連する者が試験官の指示に従わないとき
  - 1-9-2 「1-6」に違反した場合
- 1-10 実地試験は、開始した日から90日以内に全ての科目を終了するものとする。

## 第2章 口述試験

- 2-1 口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、操縦士実地試験実施細則（以下「細則」という。）に定めるところによる。
- 2-2 口述試験において受験者が次の各号の一に該当するときは、実地試験を中止するものとする。
  - 2-2-1 知識が判定基準に満たないことが明らかになったとき
  - 2-2-2 他の者から助言を受けたとき
  - 2-2-3 その他、不正な行為を行ったとき

## 第3章 実技試験

- 3-1 実技試験において行うべき科目の実施（判定）要領及び判定基準は、細則に定めるところによる。ただし、技能証明に係る試験であって、下級の技能証明を有しない者に対する試験は、受験しようとする資格に係る技能証明の試験において行うべき実技試験の科目に加えて、当該資格より下級の資格に係る科目についても行うものとする。
- 3-2 実技試験に使用する航空機の要件は、次のとおりとする。
  - 3-2-1 現に有効な耐空証明を有すること。
  - 3-2-2 試験官が同乗して試験を行うことができるものであること。ただし、単座機を使用する必要があると認められる場合は、この限りでない。
  - 3-2-3 試験科目に対応できる装置等を有すること。
  - 3-2-4 航空交通管制機関と連絡できる無線電話機を有すること。ただし、上級滑空機の場合を除く。
  - 3-2-5 動力及び操縦装置は、受験者及び試験官が容易に操作できるものであること。
  - 3-2-6 模擬計器飛行を行う場合は、完全な複式操縦装置を有すること。
- 3-3 単座機による実技試験は、他の航空機による随伴又は地上からの観察によ

り行うものとする。

- 3-4 実技試験科目のうち、可能なものについては、他の科目と組み合わせて行うことができる。
- 3-5 実技試験の全部又は一部を模擬飛行装置等を使用して行うことができる。模擬飛行装置等を使用する場合の実施要領は細則に定めるところによる。
- 3-6 実機による実技試験において計器飛行で行う科目を実施する場合は、フードを使用する。フードの要件は次のとおりとする。
  - 3-6-1 着脱が容易であること。
  - 3-6-2 試験実施中、装着状態が不安定とならないこと。
  - 3-6-3 前方の地平線及び進入目標が完全に遮蔽された状態となること。
  - 3-6-4 教官席からの視界を妨げないものであること。
- 3-7 再操作は全科目を通じて1回を限度とする。ただし、気流のじょう乱等の気象状態又は航空管制の事由に起因するものため、合否の判定が不明確な場合はこの限りではない。
- 3-8 実技試験において、受験者が次の各号の一に該当する場合は実地試験を中止するものとする。
  - 3-8-1 技能が判定基準に満たないことが明らかになったとき
  - 3-8-2 航空法等に違反する行為があったとき
  - 3-8-3 危険な操作を行ったとき
  - 3-8-4 他の者から助言又は補助を受けたとき。ただし、操縦に2人を要する航空機で運航方針に基づいた助言又は補助を受けたときを除く。
  - 3-8-5 その他、不正な行為を行ったとき

#### 第4章 成績の判定

- 4-1 実地試験において、受験者が次の各号の一に該当する場合は不合格と判定する。
  - 4-1-1 受験者が実地試験を辞退した場合
  - 4-1-2 「1-9」に該当する場合
  - 4-1-3 「2-2」に該当する場合
  - 4-1-4 「3-8」に該当する場合
  - 4-1-5 「1-10」に違反した場合
- 4-2 実技試験において、受験者が所定の科目を終了し、総合能力を含む全ての科目が判定基準に達しているときは合格と判定する。ただし、「3-8-4」にいう「運航方針に基づいた助言又は補助」であっても、受験者の操作又は判断が他の者の助言又は補助に負うところが大きい場合には不合格と判定する。
- 4-3 前項の判定の外、科目が判定基準に達しない場合であっても、そのときの状

況を考慮しその後の修正又は対応が適切であり、総合的に操縦士としての技能に信頼性があると認められるときは合格と判定することができる。

(注) 「操縦士としての技能に信頼性がある」とは、科目の判定基準からの逸脱が、連鎖又は頻発することがなく、かつ、総合能力の判定基準を満足している場合をいう。

## 第5章 実技試験における安全の確保

### 5-1 安全確保上の責務

#### 5-1-1 受験者

1人で操縦できる航空機にあつては、受験者が機長として試験中の安全確保についての第一義的な責任を有する。

操縦に2人を要する航空機にあつては、受験者は安全の確保を最優先とした操縦を実施する。

#### 5-1-2 教官

1人で操縦できる航空機にあつては、教官は受験者の操縦を常に監視し、安全上必要な場合には、試験中であつても適切な指導・監督を適宜実施する。ただし、搭乗できる人員が2名以下の航空機にあつては、地上において可能な範囲で監視を行い、安全上必要な場合には、試験中であつても適切な指導・監督を適宜実施する。

操縦に2人を要する航空機にあつては、教官は機長として受験者の使用しない側の操縦席に着座し、試験中の安全確保についての第一義的な責任を有する。

#### 5-1-3 試験官

1人で操縦できる航空機にあつては、試験官は受験者の操縦技量を適切に確認できる位置に着座し、試験を実施する。その際安全確保に必要なと思われる場合は、試験中であつても助言・補助を行う。

操縦に2人を要する航空機にあつては、操縦席以外で受験者の技量を適切に確認できる位置に着座し、試験を実施する。その際安全確保に必要なと思われる場合は、試験中であつても必要な助言を行う。

### 5-2 実機を使用した試験における安全確保のための方策

5-2-1 試験中の安全を確保するために、試験官は飛行前に受験者及び同乗教官に試験中の安全確保についての責務を明示するためにブリーフィングを実施すること。

5-2-2 1人で操縦できる航空機で試験を実施するにあたり、試験官が操縦席に着座する場合は、試験官が当該試験前1年以内に当該型式機について

7時間以上の学科研修を実施していることに加えて次のいずれかの要件を満足していること。

5-2-2-1 試験官は当該試験前1年以内に2回以上の当該型式機の搭乗経験を有すること（操縦席または操縦席の状況が観察できる位置に着座した経験に限る。）。

また、受験者が当該型式機を操縦する資格を有しない場合で、かつ、座席数2席の機体で試験を実施する場合は、試験官は当該型式機で2回以上の離着陸の実施経験を有すること。

5-2-2-2 当該試験前1年以内に当該型式機における2回以上の離着陸の実施経験を有すること。

## 第6章 その他

実地試験の実施に関する事務処理は「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」に定めるところによる。

附 則（平成24年5月14日付け国空航第124号）

（施行期日）

本通達は、平成24年5月14日から施行する。

附 則（平成28年3月18日付け国空航第2826号）

本通達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月8日付け国空航第3417号）

1. 本通達は、平成28年8月1日から施行する。
2. 「模擬飛行装置及び実機による実地試験の取扱いについて」（平成3年9月27日付け空乗2086号）は廃止する。
3. 本通達の施行の日から平成29年3月31日までは、従前どおりとすることができる。

附 則（令和3年6月15日付け国空航第541号）

（施行期日）

本通達は、令和3年6月15日から施行する。